

医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生労働省健康政策局長通知） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設、設備及び食器に関する事項</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>病院と介護保険施設等とを併設する場合又は再編対象病院同士を併設する場合における病院の給食施設</u></p> <p><u>病院と介護保険施設等又は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の7に規定する認定再編計画に基づく再編を行う病院同士を併設する場合（同一敷地内にある場合又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）においては、「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」（平成30年3月27日付け医政発0327第31号・老発0327第6号厚生労働省医政局長・老健局長連名通知）、「病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターとの併設等について」（令和2年8月5日付け医政発0805第1号・子発0805第4号厚生労働省医政局長・子ども家庭局長連名通知）及び「病院の併設について」（令和5年3月31日付け医政発0331第10号厚生労働省医政局長通知）に基づき、併設する施設等の給食施設を病院の給食施設として共用することが認められること。</u></p> <p>ただし、病院又は介護保険施設等のそれぞれの患者又は入所者等への食事の提供に支障を来すことがないように十分に配慮されていなければ</p>	<p>第一～第二 (略)</p> <p>第三 業務委託に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 患者等の食事の提供の業務（新省令第9条の10関係）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設、設備及び食器に関する事項</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 病院と老人保健施設等とを併設する場合における病院の給食施設</p> <p>病院と老人保健施設等とを併設する場合（同一敷地内にある場合又は公道を挟んで隣接している場合をいう。）においては、併設施設の給食施設を病院の給食施設として共用することが認められること。</p> <p>ただし、病院又は老人保健施設等のそれぞれの患者又は入所者等への食事の提供に支障を来すことがないように十分に配慮されていなければならないこと。また、食事の運搬については、衛生管理に特段の留意が図られていること。</p>

ばならないこと。また、食事の運搬については、衛生管理に特段の留意が図られていること。

エ (略)

(4)・(5) (略)

6～10 (略)

第四～第六 (略)

エ (略)

(4)・(5) (略)

6～10 (略)

第四～第六 (略)